熱中症予防のための「いるまマチなか涼み処」推進事業実施要領

1. 名称  
   この事業の名称は「いるまマチなか涼み処」とする。
2. 趣旨、目的  
   熱中症対策の一環として、公共施設のほか市内企業等の協力の下、夏季外出時の一時休息所を設置する。
3. 事業内容  
   高齢者や子ども連れの方などの市民が、暑さの厳しい夏の日中に外出した際に、体温の上昇や水分不足により熱中症にかかることがないよう、冷房の入った身近な施設を一時的な休息所として活用する。
4. 実施主体  
   ・入間市健康推進部地域保健課  
   ・埼玉県保健医療部健康長寿課（県内３市町村以上に存在する民間施設のみ対象）
5. 設置施設  
   入間市内の公共施設及び事業に賛同し、「３事業内容」が実施可能な民間施設
6. 実施方法  
   ・施設ごとに「いるまマチなか涼み処　実施連絡票」を提出し、入間市へ申込をする。  
   　　（実施連絡票は入間市公式ホームページよりダウンロード可能。）  
   ・各施設の見やすい場所に「いるまマチなか涼み処」ステッカーやポスターを掲示する。  
   ・可能な範囲で、休息用のイスやコーナー等を用意する。  
   ・協力企業名、店舗名等を入間市公式ホームページで公表する。  
   　　（ただし、公表を希望しない場合には、公表しないことも可能。）
7. 実施期間  
   ６月１日から９月３０日の各施設開設（営業）時間内  
   　　（ただし、各施設の状況により前後することも可能。）
8. その他  
   暑さにより体調が悪くなった方が来館、来店した場合の対応マニュアルを作成し、設置施設に提供する。なお、指定登録を取り消す場合は、随時地域保健課へ連絡する。